

令和 6 年 4 月 22 日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名 田 峯 紀 子



令和 5 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

田渕 紀子

1. 收入

政務活動費 1,224,000 円

利息 2 円

2. 支 出

(單位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	47,124	市川房枝政治参画フォーラム参加 他
研 修 費	259,081	上映会チラシ作成・印刷 他
広 報 費	253,216	市議会報告ダイジェスト版印刷代(2023年3月議会号) 他
広 聴 費	5,980	市民相談 往路 他
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	2,340	講演会 資料・物品運搬タクシー代(往復) 他
資料作成費	9,728	コピー代 他
資料購入費	77,468	書籍購入(放射線を浴びたX年後:和気一作著) 他
人 件 費	152,400	事務作業 他
事務所費	422,198	プロジェクター 他
合 計	1,229,535	

3. 殘 額

0 四

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
5/27	市川房枝政治参画フォーラム参加	47,124 円		1
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		47,124 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2023 年 5 月 27 日		整理番号	1
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費			
用 務	市川房枝政治参画フォーラム参加			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	2824	円	100 %
	宿 泊 費		円	%
	パック代金	32,300	円	100 %
	そ の 他	12,000	円	100 %
	合 計	47,124 44,300	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2023 年 8 月 19 日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領 収 証

No. Web230504091930

発行日：2023年05月04日

田淵紀子

様

¥32,300-

お支払い方法：現金・クレジットカード・その他でのお支払いを含みます

但し、航空券代および宿泊代として

上記金額 正に領収いたしました。

ANA X株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋2-14-1
フロントプレイス日本橋CA616245
①お客様用

領 収 書

現・チ・ク・割引 No.1941
日付 '23年05月26日
車番 0185 000
メータ運賃 ¥1,500円
合計金額 ¥1,500円
上記の通り領収致しました

(株)グリーンキャブ本社

162-0052

新宿区戸山3-15-1

お忘れ物は

TEL 03-5272-1520

ご意見、ご要望は

TEL 03-3205-6622

タクシーのご用命は

TEL 03-3203-8181

ICカード残額ご利用明細

ご利用年月日 2023年08月19日
時刻 17時59分

カード番号 [REDACTED]
残額履歴 最新 28件

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
0526入	KQ羽1・2	出	京急品川	*3099	292円
0526入	品川	出	新宿	*2891	208円
0526入	竹橋	出	地高田馬	*2713	178円
0526入	高田馬場	出	新大久保	*2567	146円
0527入	新宿	出	品川	*2359	208円
0527入	京急品川	出	KQ羽1・2	*2067	292円

1324円

0817現金	KQ羽1・2			*4329	
0817入	KQ羽1・2	出	KQ東神奈	*3996	
0817入	東神奈川	出	淵野辺	*3513	
0817入	小町田	出	小新宿	*3126	
0817入	新宿	出	渋谷	*2959	
0817入	渋谷	出	新宿	*2792	
0818入	地新宿	出	国会議事	*2614	
0818入	国会議事	出	地新宿	*2436	
0818入	小新宿	出	参宮橋	*2300	
0818入	参宮橋	出	小新宿	*2164	
0819入	参宮橋	出	小新宿	*2028	
0819*入	新宿	出	吉祥寺	*1798	
0819入	吉祥寺	出	新宿	*1568	
0819入	新宿	出	品川	*1360	
0819入	京急品川	出	KQ羽1・2	*1068	

ご利用ありがとうございます。

羽田空港第1・第2ターミナル駅 1502

係員多機能機

No. 5276

京浜急行電鉄株式会社

領 収 証

No. 32

2023年5月27日

田 沢 紀 子 様

★ ¥12,000-

但 市川房枝政治参画フォーラム参加費^{5/27}

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コケヨ ウケ-78

公 益 財団法人市川房枝記念会女性と政治センター
東京都渋谷区代々木2-21-11 婦選会館
電話 03 (3370) 0 2 3 8 〒151-0053

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 田 沢 美 子



整理番号	1
日 程	2023 年 5 月 27 日 (土) ~ 年 月 日 ()
目 的	市川房枝政治参画 フォーラム 参加
訪問先	婦選会館
概 要 所 見	栃木県若年者支援機構代表理事の中野謙作さんが行っている子どもや若者の声を聞く居場所作り支援の実際についての基調講演のあと、休憩をはさんで“2つの講演があった。ひとつめは、スマホ世代の子どもはどう向き合うか。アカウントのプロフィール写真を自身で撮るのではなく他人のものを使ったり、プロフィールを偽造したりすることで、偽のアカウントを作って少女たちのワセツな画像を手に入れる犯罪があとをたたく。スマホ世代のリテラシーの向上が望まれるのは言うまでもないが、少女たちにもこのような犯罪があることを周知し、だまされないようにしてあげなければいけないと思う。あと保育園での子ども対応の取り組みの講演もあった。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
7/31	上映会チラシ作成・印刷	7,690 円		2
8/2	愛媛県内女性議員研修	16,680 円		3
8/19	全国政策研究集会2023in東京 参加	108,661 円		4
9/30	2023年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期	3,000 円		5
12/28	NPOねこだすけ 年会費	5,000 円		6
12/31	川田龍平といのちを守る会 2023年一般会費	2,250 円		7
2/17	講師料	100,000 円		8
3/31	国際地雷処理、地域復興支援の会 会費	5,000 円		9
3/31	伊方原発をとめる会 会費	1,000 円		10
3/31	えひめ311 2023年度会費・入会費	5,000 円		11
3/31	愛媛平成市議の会 会費	3,000 円		12
3/31	三津・高浜9条の会会費	300 円		13
3/31	自治体議員政策情報センター虹とみどり会費	1,500 円		14
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		259,081 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 7 月 31 日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	上映会 チラシ 作成・印刷		
金 額	7,690 円	按分率	100 %
特 記 事 項	7月23日 開催 ミエ智恵監督「沖縄、再び戦場へ」上映会		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 7 月 31 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

田渕紀子 様

領 収 書

領収書No.

46-23-04

発行日

2023/7/31

namiichi works

なみいちワークス

下記、正に領収いたしました。

えひめLabo

〒791-0311 愛媛県東温市則之内甲1542-5

TEL:089-909-7590

こうちLabo

〒783-0092 高知県南国市田村乙1335

TEL:088-874-2742

【代表】 榎田光乃

合計金額

¥7,690

(消費税込み)

(2023年7月31日 振込み分)

但・上映会パンフレット制作・印刷 代金として

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2023 年 8 月 2 日		整理番号	3
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
用 務	愛媛県内女性議員 研修			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	6,680 円	100 %	
	宿 泊 費	円	%	
	パック代金	円	%	
	そ の 他	10,000 円	100 %	
	合 計	16,680 円	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2023 年 8 月 2 日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

石臼 → JR 松山

領 収 書

No.1751

日付 '23年08月01日

車番 008100 000

基本運賃 ¥1700円

合計 ¥1700円

上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。

愛媛近鉄タクシー株式会社

松 山

TEL (089)924-6111

新居浜

TEL (0897)37-3070

西 条

TEL (0897)56-6161

領 収 書

Receipt

田代 紀子

様

領収年月日 2023.-8.-1

金 額 ¥ 3,120 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

四国旅客鉄道株式会社

松山駅

松山駅102発行

06639

松山 → 内子 → 松山

印紙税申告納

付につき高松

税務署承認済

JR 松山 → 石臼

領 収 書

No.1131

日付 2023年08月02日

車番 000321 0000

基本運賃 ¥1,860円

合計 ¥1,860円

上記の様に領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。

愛媛個人

山中タクシー

山中節也

松山市森松町450-4

無線 (089) 972 2441

登録番号 税率 10%

T4810090588767

領収証

田代 紅子 様 No.

金額

¥10000

但

研修費用

2023年 8月 2日 上記正に領収いたしました

内訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額 (%)



収入印紙

～ カフェ&おやど Chez 利太郎^(シエ) ～
 NPO法人 おおなる工房
 795-0087 愛媛県大洲市森山甲930-3

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 田沢 紀子



整理番号	3
日程	2023年8月1日(火) ~ 2023年8月2日(水)
目的	地方議会改革を通じた地方自治の活性化
訪問先	NPD法人 おおなる工房
概要 所見	愛媛県下の無所属議員や野党議員が集まり、地方議会の問題点をあぶり出し、解決策を見出すための1泊研修。宇和島からは、古参議員と世襲議員の“オンパレード”から来る、深い深い闇の世界や、議会でのハラスメント、法律を越える宇和島市議会ルールという謎多き見識などが問題提起されました。愛南町議会などは、うちの議会には憲法より大事なものがあるとなんか言ったりして、愛媛新聞でも大々的報道されていた様で、でも何と言ってもいちばん古くさいのは愛媛県議会だよね、ってことになりました。どうやら宇和島も愛媛もね。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2023 年 8 月 19 日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
用 務	全国政策研究集会 2023 in 東京 参加		
上記活動に 要した金額	交 通 費	3,261 円	100 %
按 分 率	宿 泊 費	円	%
	パック代金	95,400 円	100 %
	そ の 他	10,000 14,000 円	100 %
	合 計	108,661 112,661 円	%
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2023 年 8 月 19 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

 FamilyMart

古三津五丁目店
愛媛県松山市古三津五丁目
8番18号
電話：089-968-3920

2023年 7月20日 (木) 9:56
レシ 2-0412 責No. 007

お客様情報：
受付番号 734950
氏名 田利紀子様

サービス提供企業名称：
JALじゃらんバック
受領日時：
2023年 7月20日 (木) 9:56
お問い合わせ先：
電話番号 050-3155-3399
受付時間 09:00~18:00
No. JJP3A7LC7C
収納業務：(株)イーコンテクト
お問い合わせ用コード：
申込No 09200123072006180003
商品情報：
お申込商品代金 ¥95,400
合計 ¥95,400

※収入印紙※
収入印紙は裏面に貼付されています

 FamilyMart

古三津五丁目店
愛媛県松山市古三津五丁目
8番18号
電話：089-968-3920

2023年 7月20日 (木) 9:56
レシ 2-0412 責No. 007

お客様情報：
受付番号 734950
氏名 田利紀子様

サービス提供企業名称：
JALじゃらんバック
受領日時：
2023年 7月20日 (木) 9:56
お問い合わせ先：
電話番号 050-3155-3399
受付時間 09:00~18:00
No. JJP3A7LC7C
収納業務：(株)イーコンテクト
お問い合わせ用コード：
申込No 09200123072006180003
商品情報：
お申込商品代金 ¥95,400
合計 ¥95,400

※収入印紙※
収入印紙は裏面に貼付されています

270- 表

裏



全国政策研究集会 2023 in 東京
領 収 証

田 渕 紀 子 様

10,000 円

但し 政策研究集会参加費として

2023 年 8 月 18 日

全国政策研究集会 2023 in 東京 実行委員会
〒700-0971 岡山市北区野田 5-8-11 かつらぎ野田ビル 2F
TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

ICカード残額ご利用明細

ご利用年月日 2023年08月19日
時刻 17時58分

カード番号: PB805-C200-7100-5478
残額履歴 最新 20件

月日 種別 利用駅 種別 利用駅 残額

0817現金	KQ羽1・2			*4329
0817入	KQ羽1・2 出	KQ東神奈		*3996
0817入	東神奈川 出	洲野辺		*3513
0817入	小町田 出	小新宿		3126
0817入	新宿 出	渋谷		50
0817入	渋谷 出	新宿		792
0818入	地新宿 出	国会議事		614
0818入	国会議事 出	地新宿		38
0818入	小新宿 出	参宮橋		*2300
0818入	参宮橋 出	小新宿		*2164
0819入	参宮橋 出	小新宿		*2028
0819*入	新宿 出	吉祥寺		*1798
0819入	吉祥寺 出	新宿		1568
0819入	新宿 出	品川		*1360
0819入	京急品川 出	KQ羽1・2		*1068

3,261

ご利用ありがとうございます。

羽田空港第1・第2ターミナル駅 1502
係員多機能機
No. 5275 京浜急行電鉄株式会社

県 外 活 動
調 査 研 究 視 察

報 告 書

議員名 田 沢 利 三 子



整理番号	4
日 程	2023 年 8 月 18 日 (金) ~ 2023 年 8 月 19 日 (土)
目 的	自治で創る命の安全保障
訪問先	国立オリンピック記念 青少年総合センター
概 要 所 見	地自治から国を愛えと 寛政とエフも 現役の首長 しかもセグネムがその踏み。東京都世田谷区 保坂展人区長、東京都杉並区の 岸本聡子区長、 それに滋賀県 米原市の 平尾道夫 市長に加えて 法政大学総長の 廣瀬亮也さんがコメンター。 原発から 50km しか 離れていない 米原市は その方にヨウ素剤を配布していた。松山市もあつ まらぬと思う。フィールドワークで行った 東京都町田 市のマタガス 電所では、生ゴミを発酵させると でマタガスと 生成し、それを焼くことでタービンと 回っていた。発電量は ゴミ処理場の 10 分の 1 しか ない割に、工程が長く、エコとは言え 発展途上の 技術だと思えます。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管 (各自 5 年保管)

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 9 月 30 日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	2023年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期		
金 額	3,000 円	按分率	100. %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 4 月 26 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
令和 5 年 4 月 26 日	
田 渕 紀 子 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 3,000 円 也	
但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として	
松山市議会観光振興議員連盟 会 長 渡部 克彦	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員の選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第 7 条 役員は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第 8 条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 12 月 28 日		整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	年 会 費			
金 額	5000 円		按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2023 年 12 月 28 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 領収書 No. 385 田 沢 紀 子 様 ★ ￥5,000 円 但し 年会費(パケ-5) 令和5年 12 月 28 日 上記正に領収いたしました。 特定非営利活動法人 /ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大塚5-15-20 電話/Fax.03-3350-6440  いのちにやさしいまちづくり NPOねこだすけ 不幸なねこを少なくする「地域ねこ」活動を行っています。 ご支援ご協力に感謝申し上げます。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

NPO ねこだすけ

ねこだすけとは

🏠 ホーム / ねこだすけとは



ねこだすけは、不幸に死ぬねこをなくし、動物とすてきな関係を保つまちづくりをすすめるネットワークです。人は大きな自然の恵みの中で暮らしながら、小さな尊い命と共に生きることを願っています。

多くの人たちは、私たちが暮らす地域や環境の中で不幸に死んでいくたくさんのねこを人間が作ったことに気が付いています。永い歴史の中で、ねこは人の考えで繁殖させられ、運ばれ、捨てられ、殺されたりしてきました。

今、不幸に死んでいくねこをなくし、小さな命にやさしい環境やまちづくりをすすめるために、私たちができることをひとつずつ行います。

ねこだすけは、チームワークを大切にします

- 垣根のない地域ねこチームワークを、大きなネットワークにします。
- ねこを快く思わない人たちとも、進んで話し合いをします。

ねこに心を動かされているボランティアさんで運営されています

- ボランティアさんやメンバーのひとりひとりがそれぞれの立場で、今できる範囲の中で、無理をしないで行います。
- 人と動物との適切な関係づくりと、動物と共生のできるまちづくりを目指します。ねこに手を差し伸べられる何かをひとりひとりが行い、次の世代が引き継いでくれることを目的にしています。

様々の立場の大勢の皆さまに支えられています

- ねこだすけは、独自の考えで活動をすすめており、政治に中立で超党派です。政治の世界や実業のビジネス界、思想や宗教、そのほかの組織等と特別の関係はありません。
- 適切な動物愛護の風潮を大きくするためには、社会に影響力を持つ様々な分野にも働きかけをしながらご協力を促しています。
- 町内会、団地管理組合などのほか、行政などにもねこのためのお願いをします。超党派の議員のご協力やご支援をいただいています。

ねこの不妊・去勢手術をすすめています

- 手術や治療などにご協力いただける大勢のドクターにもご支援をいただいています。
- ねこの保護や介護・救済・通院などの他、ご相談などにお応えしています。
- ねこが原因で人と人とのトラブルのある地域の方々や、ねこを快く思われない方々にもご協力をお願いして「地域ねこ活動」を行います。

動物の法律の精神を尊び、ルールやモラルを広めます

- ねこが人と共に暮らす、尊い命であることは法律や条例で決まっています。「動物が命あるものであること」に鑑みる、動物の法律の精神を尊び、ねこの法律やルールやモラルを広めます。
- 公設のアニマルレスキューやアニマルシェルターシステムの実現に努めます。
- 動物の擁護、愛護、保護や管理、福祉に努め、違反行為等に対する処罰・監視・規制の実行を推進します。
- 動物愛護管理法やその他の法令などが動物たちにも上手に使われるために、国や自治体に対しては普及啓発のみならず、政令・条例などを制定運用し、周知徹底や実行に努めることなどの陳情や要請のほか、請願活動を実行します。
- 各行政機関が連携し、動物の法令が間違いなく実行されることなどの陳情や要請活動を実行します。
- 緊急災害時には動物が人と共に避難し、即時に適正な飼養の機会を得られることと、被災動物の愛護及び保全などに関する緊急災害時動物対策を、動物の法の精神を尊び定めることなどの陳情や要請活動を実行します。

適切な愛護動物社会事情を適切にお伝えします

- ねこだすけでは、適切な愛護動物社会事情を適切にお伝えできることを目指しています。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 12月 31 日		整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	川田龍平といのちを守る会 2023年 一般会費 被害HIV訴訟原告団として活動している川田さんと交流とし、 自らの活動に通いやすくなり、松山市政に有意義な情報を得られる と思い、会報誌を得るため入会			
金 額	2,250 円		按分率	100. %
特 記 事 項	250円×9 = 2,250 (年間3,000円)/7月250円×4~12月分			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 1 月 5 日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収書

田淵 紀子 様

★¥3000-

但 2023 年一般会費として

上記正に領収いたしました。

※入金日 (郵便振替日)

1/5/2023

川田龍平といのちを守る会



〒107-0062

東京都港区南青山2-2-15 ウィン青山1301

tel.03-6804-6425

fax.03-6804-6426

E-mail : k-life@tune.ocn.ne.jp



原本は 令和4年度
政務活動費報告書¹²

ありはあ、田淵

(1~3A)
R4度 250 x 3 = 750
R5度 250 x 9 = 2250

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 2 月 17 日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	講師料		
金 額	100,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	2月17日開催 三上智恵代講演会 「戦雲」にかける思い		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024 年 2 月 17 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証

田村 紀子

様 No. _____

★

¥100,000-

但

2/17 講師料

2024 年 2 月 17 日 上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜・税込)
	80909
%	消費税額等
	8091
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1087

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 3月 31日	整理番号	9
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	国際地雷処理、地域復興支援の会 会費		
金 額	5,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023年 9月 29日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

〒 791-8067
愛媛県
松山市古三津3-16-63

NO. セコ-23- 114

田淵 紀子 様

2023年9月29日

領収書

金額 ¥5,000

個人正会員費 として、上記金額を受領いたしました。



特定非営利活動法人（認定NPO法人）

国際地雷処理・地域復興支援の会

理事長 高山良二

〒790-0011 愛媛県松山市千舟町7-7-3 伊予肥ビル2F
TEL&FAX 089-945-6576 info@imccd.org www.imccd.org

キリトリ

この度は当団体の活動にご賛同頂き、ご支援賜りましたこと、心から感謝申し上げます。
頂きましたご支援は、カンボジアでの地雷処理と並行して、日本語学校の運営や日本への留学生招聘による人材育成活動、
学校建設、井戸の掘削や道路の整備等、人々の自立と地域復興の為に、心して大切に使用させていただきます。本当にありがとうございました

今後ともIMCCDをどうぞよろしくお願いいたします。

NPO法人 国際地雷処理・地域復興支援の会（IMCCD）
理事長 高山良二

特定非営利活動法人 国際地雷処理・地域復興支援の会

定 章

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際地雷処理・地域復興支援の会 という。
英語名は、International Mine Clearance and Community Development Supporters (IMCCDS) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県松山市千鳥町7丁目7番地3伊予肥ビル2Fに置く。
2 この法人は、前項のほか、従たる事務所をカンボジア王国ベッタンバン州カムリエン郡タサエンコミュニティ オ・アンロッタ村に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、カンボジア政府機関のCMAC（カンボジア地雷対策センター）と共同して、住民による地雷処理活動及び、自立可能な地域の復興を支援するとともに、相互の友好交流を促進し、もって平和構築の理念を内外に啓蒙する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1) 国際協力活動
(2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 特定非営利活動に係る事業
① 地雷・不発弾及びこれらに類する爆発物の処理を支援する事業
② 相互の友好交流を促進する事業
③ インフラ整備を支援する事業
④ 農業の発展を支援する事業
⑤ 地雷産業の発展を支援する事業
⑥ 日系企業の誘致を支援する事業

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で総会の議決により除名することができる。
(1) この定款に違反したとき
(2) この法人の名誉を著しく傷つけ、信用を失墜させ又は、本法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない

第4章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く
(1) 理事 8人以上25人以内
(2) 監事 1人以上3人以内
2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の職務遂行の状況を監査すること
(2) この法人の財産の状況を監査すること
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを総会又は所轄庁に報告すること。

⑦ 教育環境の発展を支援する事業
⑧ 人材の育成を支援する事業
⑨ 講演、写真パネル展などを通じ平和構築を啓蒙する事業
⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

① 広報に関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書又は電子メール並びに金融機関への会費の振込みにより理事長に申込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 入会金は、徴収しない。
2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 会費の納入が無いとき。
(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届又は電子メールを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日直後の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 役員以外の役職

(役員以外の役職)

第20条 この法人は、法上の役員のほか会長、副会長、特別顧問及び顧問を置くことができる。
2 役員以外の役職者は、理事会の推薦により、理事長が書面をもって委嘱する。
3 会長及び副会長は、名譽職の範囲において、この法人を大局的に指導するほか、会議に出席して意見を述べることができる。
4 特別顧問及び顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事長に求められた

場合は、会籍に出席して意見を述べることができる。

第6章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業運営及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く、第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の要求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、あるいは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会務において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会務において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の

議決を審なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監事の選任)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の5分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を行うものに限り）
- (5) 社員の待遇に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他事業を行う場合における、その種類その当座その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の5分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決により類似の目的を有する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の5分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第12章 雑則

(雑則)

第59条 この定章の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定章は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

別 表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長（現代表業務）	高山 良一
副理事長	井伊 昌幸
副理事長	正 金 剛
理事（事務局長）	赤 岩 敏彦
理事	山 田 俊
理事	岡 井 昇

理事	金 森 昭
理事	栗 田 祥弘
理事	白 河 潤彦
理事（広報担当）	白 河 精
理事（経理担当）	清水 由紀
理事	坂 本 勝 紀
理事	高 平 幸子
理事	竹内 上子
理事	篠 原 成 行
理事	保 木 山 繁 満
理事	松 岡 功
理事	安 岡 義
理事	山 本 伸 子
理事	佐 藤 浩 美
理事	柳 田 雅 亮
監事	杉 野 貴 宣
監事	秋 本 勇
監事	梶 野 哲 司

以上理事21名、監事3名

支出伝票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日		整理番号	10
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	伊方原発ととめる会 会費			
金 額	1,000 円	按分率	100	%
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 5 月 28 日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

領收証

[illegible]

田淵 紀子 様 2023 年 5 月 28 日

[illegible]

内
消費税等

但

上記正に領収いたしました

現金		
小切手		

 HISAGO #779

〒791-8015 松山市中央2丁目23-1 平岡ビル201号
伊方原発をとめる会
TEL089-948-9990 FAX089-948-9991
メールアドレス ikata-tomeru@nifty.com
ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp/>

係

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

伊方原発をとめる会 規約

1条（名称） 本会は、「伊方原発をとめる会」と称し、事務所を松山市内に置く。

2条（目的） 本会は、伊方原発をとめること、自然エネルギーへの転換をはかることを目的とする。

3条（活動） 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）講演会、集会、学習会などの開催
- （2）ニュース、パンフレットなどの作成、配布などの宣伝活動
- （3）伊方原発訴訟への支援
- （4）署名活動、首長・議会等への請願など
- （5）ホームページの開設、運営
- （6）その他

4条（会員及び総会）

- （1）本会は、本会の目的に賛同する個人や団体の会員によって構成する。
- （2）総会は、会員（個人会員及び団体を代表する者1名）によって構成する。
- （3）総会は、年一回以上開催し、共同代表、幹事及び監査を選出し、経過報告・決算、活動方針・予算その他重要事項を決定する。

5条（役員並びに幹事会など）

- （1）本会に共同代表を置く。
- （2）本会には50名程度の幹事を置く。
- （3）幹事会は会の活動を決定し執行する。
- （4）本会に会計を置く。
- （5）本会には2名の監査を置く。監査は会計を監査し、総会で報告する。
- （6）総会または幹事会の決定に基づき、事務局を置く。事務局員の中から事務局長及び事務局次長を置く。事務局員は、幹事会の決定に基づき必要な事務を行う。
- （7）本会は、総会の決定にもとづき顧問を置くことが出来る。

6条（財政）

- （1）個人会員は年間一口1,000円以上（学生は500円）、団体会員は年間一口3,000円以上、とする。
- （2）広く寄付金を募る
- （3）会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

※ 本会の設立年月日は2011年11月3日とする。

2012年 9月9日改正

2020年11月1日改正

【事務所】 〒791-8015 愛媛県松山市中央2丁目23-1 平岡ビル201
 電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991
 メールアドレス ikata-tomeru@nifty.com

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 3 / 日	整理番号	11
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	えひめ 311 2023年度会費、入会費		
金 額	5,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 6 月 11 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

様 No. _____

★ ￥5,000-

但 2023年度 正会員会費、入会費として
2023 年 6 月 11 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1087

〒790-0871 愛媛県松山市東一万町2
第三森ビル1階 協働オフィス内

特定非営利活動法人 えひめ311

代表理事 渡部 寛志

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

特定非営利活動法人えひめ311定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人えひめ311 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 愛媛県松山市東一が町3 に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、大規模災害により被災及び避難した者に対して、子一人一人の心に寄り添い共に悲運を乗り越えていくという理念から、必要とされるあらゆる分野の情報提供と相談業務に関する支援事業を行うと共に、命と尊厳を守り一日でも早く一人でも多くの人が前を向いて歩き出せるような仕組みづくりを目的とする。またすべての市民に対して、東日本震災の記憶と教訓を二度と繰り返させぬように、防災会やワークショップ、防災会等を開催する事業を行い、震災を「風化させない」取組を進め、被災社会の実現に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の保護 又は平和の推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 社会教育の推進に関する活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 消費者の保護に関する活動
- (6) 職業能力の向上又は雇用機会の拡大を支援する活動
- (7) 農山村若しくは中山間地域の振興を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助成又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 情報提供・相談業務事業
- ② 被災者・避難者の「命と尊厳」を守るための事業
- ③ 講演会やワークショップ、防災会等開催事業
- ④ 被災地への継続的な支援を行うための事業
- ⑤ 自立支援事業
- ⑥ 農産物の生産・加工・販売事業
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(條 明)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し助成するために入会した個人及び団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

招集を請求すること。

(任期等)

第10条 役員は任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が招集されるまでその任期を延長する。
3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は任期は、それぞれの前任者又は後任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第11条 理事、又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、速滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に審問の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障をきたすとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

(相談役)

第21条 この法人に相談役を若干名置くことができる。

2 相談役は、理事会の議決を経て理事及び承認する。

3 相談役の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 相談役は代表理事の顧問に対して、理事会に出席して意見を述べることができる。

5 前項に定めるもののほか、相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

第5章 総会

(條 明)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 限)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもつて償還する短期借入金を除く。第19条において同じ。)その他新たな債務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他総会に關する重要事項

(開 催)

2 会員として入会しうとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、

代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、時々のものの入会を認めないときは、速滞なく、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第25条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第26条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を未納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第27条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第28条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会費に対し、議決の前に弁済の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名声を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(退会金等の返還)

第29条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以下を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第31条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは親族等若しくは親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員若しくはその配偶者及び親族等若しくは親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第32条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事数が1/3を超え、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第6項第1号の規定に基づいて招集するとき。

(招 集)

第26条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定 数 制)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席があれば開催することができる。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第23条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決することとする。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が賛成または電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決手続)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。なお、書面による表決に代えて、電子メールなどの電磁的方法による表決を可能とする。

3 前項の規定により若決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第30条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に係らず、正会員全員が書面または電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 議事の事項が提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構 成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

〔補 則〕

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〔国 備〕

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合には開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

〔招 集〕

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会を開催するときは、会場の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

〔議 決〕

第36条 理事会の議長は、代表理事長がこれに当たる。

〔議 決〕

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。
- 3 前条の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害關係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

〔議事録〕

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者については、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

〔資産の構成〕

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の明細目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による裁示の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

〔残余財産の帰属〕

第42条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定されたものに譲渡するものとする。

〔合 併〕

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の賛決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

第9章 公告の方法

〔公告の方法〕

第44条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びインターネットホームページに掲載して行う。ただし、第28条の第4項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

〔期 間〕

第45条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事 渡部 寛志

副代表理事 菅 修一

副代表理事 澤下 幸子

理事 中山 知希子

同 島屋 愛子

同 篠田 義子

同 黒下 光紀

監事 鈴木 祐

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 正会員(個人 2000円・団体 5000円)
- (2) 年会費 正会員(個人 3000円・団体 10000円)
賛助会員(個人 1000円・団体 10000円または 8000円)
ボランティア会員(個人 0円)

〔資産の管理〕

第46条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

〔会計の原則〕

第47条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

〔事業計画及び予算〕

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

〔暫定予算〕

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

〔予備費の設定及び使用〕

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、災害発生時等、火急の対応を要する場合は、代表理事の承認をもって、これを使用可能とする。

〔予算の追加及び更正〕

第51条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正を行うことができる。

〔事業報告及び決算〕

第52条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、従事業年度終了後、遅やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に移すものとする。

〔事業年度〕

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔協会の設置〕

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

〔定款の変更〕

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の1分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第28条第3項に規定する以下の事項を変更しようとする場合、所轄庁の認定を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所の所在地(所轄庁の要を伴うものに限る)
- (5) 社員の前払の得費に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定款に関する事項を除く。)
- (7) 総会及び理事会に関する事項
- (8) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (9) 定款の変更に関する事項

〔解 散〕

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成敗の下落
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年3月31日	整理番号	12
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会 会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023年7月7日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 田淵・紀子 様 ★ ￥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 令和5年度会員年会費として 2023年7月7日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 大野立志 松山市南吉田町1154-19 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会規約

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

①平成になってからの選挙で選出された市議会議員

②新規加入については、各市会員の推薦が必要

③退会者は各市の常任幹事を経て会長に届けること

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・会計1名・監査2名
なお本会には顧問を置くことができる。

役員の任期は1年とする。再任は妨げない。

第5条(事業)

この会は第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(会議)

会議は総会および役員会とし、必要に応じ会長がこれを召集し、主催するものとする。

第7条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

会費は、入会費2,000円、年会費3,000円とする。

年度途中入会の場合、9月以降の入会は、年会費は1,500円とする。

第8条(会計)

会計年度は、4月1日～3月31日とする。

第9条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

第10条

その他この会の運営に関して必要な事項は役員会で定める。

平成17年11月7日一部改正

平成30年5月10日一部改正

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日		整理番号	13
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	三津・高浜9条の会 会費			
金 額	300 円	按分率	100 %	
特 記 事 項	日本国憲法第9条を争っている三津・高浜在住の人の会			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 10 月 28 日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 三津・高浜9条の会 2023 年度会費領収書 田 淵 弘 子 様 300 円 2023 年 10 月 28 日 領収しました 三津・高浜9条の会				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	14
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	自治体議員政策情報センター虹とみどり 会費		
金 額	1500 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 8 月 18 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証

田 沢 紀 子 様		No. _____
金 額	¥ 1 5 0 0	収 入 印 紙
但 2023年度 ML 会員 会費にて。		
内 訳		
現 金	2023 年 8 月 18 日 上記正に領収いたしました	
小 切 手	/	
手 形	/	
消費税額等(%)		
コクヨ ケー-890	自治体議員政策情報センター虹とみどり 〒700-0971 岡山市北区野田5丁目8-11 かつらぎ野田ビル2F TEL 086-244-7723・FAX 086-244-7724	
	係印	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

自治体議員政策情報センター 虹とみどり 運営規則

PDFはこちら

第1章 名称・事務所・目的

第1条 この組織の名称を「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」（以下、「情報センター」とし、事務所を岡山市北区野田5丁目8-11 かつらぎ野田ビル2Fにおく。

第2条 「自治、多様性、エコロジー、公正、平和」を基本理念として、持続可能な自治体をめざす自治体議員の活動に資する情報や政策の相互提供を促進することを、この情報センターの目的とする。

第2章 利用会員

第3条 情報センターの理念に賛同し、利用会費を支払う自治体議員・首長、または自治体議員や首長になろうとする市民は党籍を問わず利用会員になることができる。

第4条 利用会員は情報センターのサービスの受益者であり、また自ら情報センターの活動に参加できる。

第5条 利用会費は、年2万円とする。

第3章 活動・事業

第6条 情報センターの目的に基づき、利用会員の要望を踏まえながら、以下の活動や事業を行う。

- (1) 政策研究および政策提言活動
- (2) NGO・市民団体・研究機関・研究者などと連携した政策フォーラム
- (3) 研究紙・誌等の発行
- (4) 研究会・地方・国政策研究会の開催
- (5) メールリストやホームページなどを利用した情報交換および情報発信
- (6) 全国自治体調査活動
- (7) その他必要な活動

第7条 情報センターの活動の実績や会計は公開するものとする。

第4章 幹事会および情報センター長

第8条 情報センターの運営のため、幹事会を置く。

第9条 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 代表幹事は情報センターを代表し、代表幹事の下に事務局を置くことができる。

第11条 情報センターのセンター長は幹事会で決定する。

第5章 利用会員集会

第12条 利用会員集会を少なくとも1年に1回開催する。利用会員集会は研究会と同時に開催することを妨げない。

第13条 幹事会は利用会員集会において事業方針・事業計画の提示および報告を行い、利用会員はこれらについて意見を表明することができる。

第14条 幹事会は利用会員の意見を受け止め、必要な意見については活動に反映させるよう努める。

第6章 会計および監査

第15条 情報センターの会計年度は1月1日から12月末とする。

第16条 幹事会は幹事会以外の利用会員の中から監査役を任命し、監査役は会計を監査する。

第7章 規則の改廃

第17条 この規則の修正・変更および改廃については幹事会で決定する。

附則 この規則は2009年1月1日より施行する。

付則 2012年8月20日改正 第6条(2)「みどりの未来や」を削除

事務局

〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田2F

TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

jlchitaig@johou[a]gmail.com (メール送信の際には[a]を@に変更ください)

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
広報費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
4/25	プロジェクター	72,000 円	備品	15
5/5	文具代(封筒他)	715 円		16
5/24	市議会報告ダイジェスト版印刷代(2023年3月議会号)	22,710 円		17
5/28	「済」スタンプ購入	1,320 円		18
6/7	市議会報告ダイジェスト版ポスティング依頼(2023年3月議会号)	24,000 円		19
7/7	よろず相談カード作成代金	4,839 円		20
7/23	市議会報告ダイジェスト版ポスティング依頼(2023年3月議会号)	8,000 円		21
8/14	PC用マウス	570 円		22
8/14	USBケーブル・イヤホン・PC用アダプター	5,228 円		23
8/31	ノートパソコン用スタンド	1,521 円		24
9/24	DVD-R	692 円		25
9/29	市議会報告ダイジェスト版ポスティング依頼(2023年6月議会号)	34,700 円		26
11/22	市議会報告ダイジェスト版作成・印刷代(2023年9月議会号)	23,340 円		27
1/31	市議会報告ダイジェスト版ポスティング依頼(2023年9月議会号)	30,800 円		28
2/5	市議会報告ダイジェスト版作成・印刷代(2023年12月議会号)	22,781 円		29
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		253,216 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 4 月 25 日	整理番号	15
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	エフヨン(EB-w06) プロジェクター 購入		
金 額	72,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	備品.		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 5 月 26 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

EDION
エディオン

2023年04月25日

領 収 証

田沢 弘子様

金 額 ￥72,000 -

但し

消費税等6,545円含んでおります

発行者

株式会社 エディオン
(作成地)
大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号

プロジェクト

No.023461429
発行店 松山本店
電話番号 089-933-2311

金種	内訳
現金	0
クレジット	72,000
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0

10%対象 ￥72,000
10%対象消費税 ￥6,545

お買上明細書

発行日 2023年04月25日(火) 16:07

店: 00123 松山本店

TEL 089-933-2311

レジ担当者:

販売担当者:

No. 00123-023-461429

POS: 023

プロジェクト

エプソン

EB-W06

4988617376427

1

￥72,000

上記「お買上明細書」の金額はお買
上金額を表示するもので、領収金額
とは異なる場合がございます。

791-8067 愛媛県松山市古三津3丁目 16-63

株式会社ゆうちょ銀行
東京都千代田区大手町二丁目3番1号

田淵 紀子 様

08921-3514-1857-22640 7010638#



明細書枚数 1 枚中 1 枚目

カードのご利用枠 (本会員・家族会員合計のご利用枠)			
カードの種類	VISA		
総ご利用枠			
カードご利用枠			
内リボ払い			
内分割・2回・ボーナス			
キャッシングご利用枠			
内キャッシングリボ			

お支払口座へのご入金はお早めをお願いいたします。

お問い合わせ先

JP BANK カードデスク 0120-933-000 (通話料無料)
<受付時間> 9:00~17:00 (年中無休、ただし12月30日~1月3日を除きます)
※携帯電話・PHS等からのお問い合わせは
東京03-6527-4045 (有料) / 大阪06-6446-3206 (有料)
VJ紛失・盗難受付デスク 0120-919-456 (通話料無料)
<受付時間> 24時間・年中無休

お支払金額照会

スマートダイヤル24 0120-911-911 サービスコード11
<受付時間> 24時間・年中無休

お支払日 2023年 5月26日

お支払合計額 73,967円

金融機関
支店
科目
口座番号

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示していません。

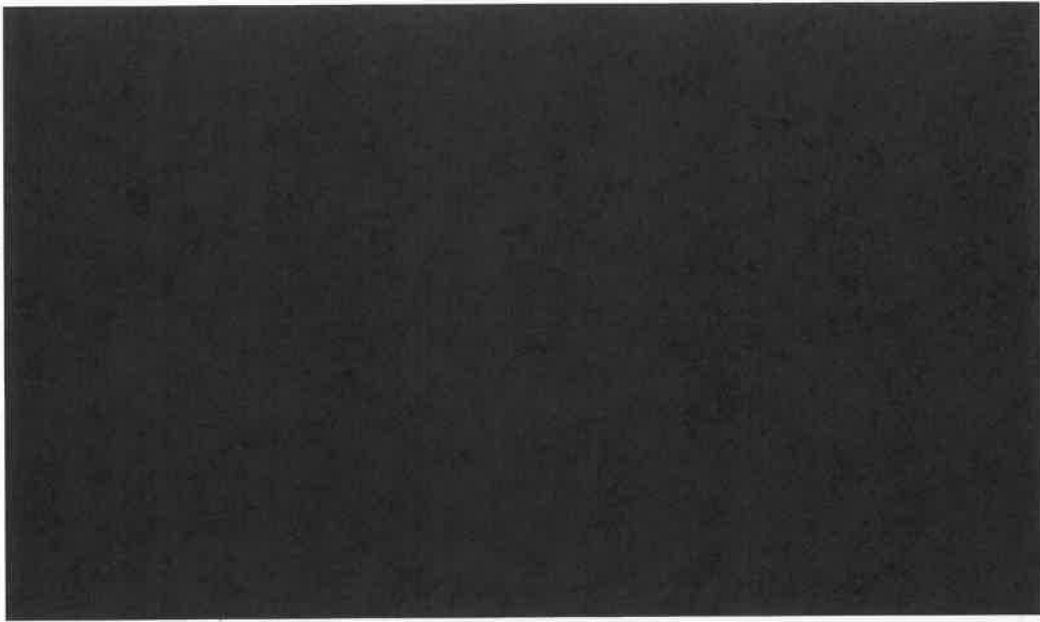
カード名称 JP BANK VISAカードC

お問合せ番号

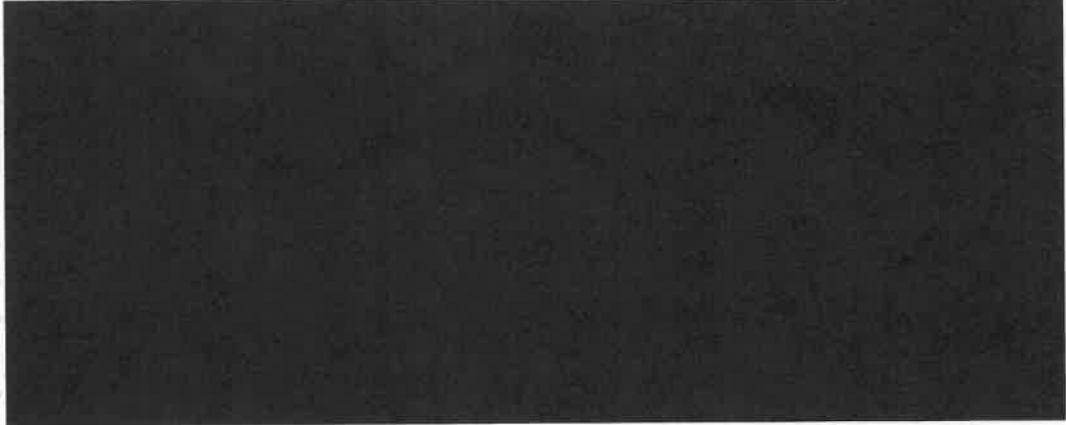
各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

*あとからリボ・分割: お申込は 5月21日までに!
#印のあるご利用明細合計 73,879円を今からリボ払いに変更できます。
B印のあるご利用明細合計 72,000円を今から分割払いに変更できます。
◆スマートダイヤル24/0120-863724 (24時間・年中無休) サービスコード「00」

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	摘 要				備考
						現地通貨額	通貨略称	換算レート	換算日	
4708 91	(JPBANKVISAカードC)	田淵 紀子 様								
B#23 425	エディオン	72000	1	1	72000					



15-08-26 (1571 012 11) 目払 73.967



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 5 月 5 日	整理番号	16
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	文具代(封筒他).		
金 額	715 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 5 月 5 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
2023年 5月 5日(金) 領 収 証 様 田 沢 紀 子 ¥715- 上記正に領収しました(消費税等 株式会社 ENCOUNTER PARON ¥65-を含みます) 愛媛県松山市古三津2-2-16 文具 TEL 089-953-0855 ※保管上のお願い 財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。 0001-9472-9129 ¥715 ¥65 (消費税等) 計 票			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 5 月 24 日	整理番号	17
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市議会報告ダイジェスト版 印刷代(2023年3月議会号)		
金 額	22,710 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 5 月 24 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
田 沢 紀 子 様		
金 額	¥ 22,710 -	
但 市議会報告ダイジェスト版 2023年 5 月 24日 上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額(%)		
namiichi works		
ふじのLabo 〒791-0311 愛媛県東温市則之内甲1542-5 TEL:089-916-3435		
こうちLabo 〒785-0392 高知県南国市田村乙1335 TEL:088-874-2742		
		GR1517

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支出伝票

債務確定日(※)	2023 年 5 月 28 日	整理番号	18
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	「済」スタッフ購入		
金 額	1,320 円	按分率	100 %
特 記 事 項	市議会報告ダイジェスト版用スタッフ。 (ハット告知欄 終了時に押印用)		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 5 月 28 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 証 様		2023年 5月28日(日)	
田 沢 記 子			
¥1,320-			
上記正に領収しました(消費税等 株式会社 ENCOUNTER PARON 愛媛県松山市古三津2-2-16 TEL 089-953-0855		¥120-を含みます) 済 スタッフ代	
※保管上のお願い 財布等で保管載く場合、印刷面を内側に折って保管願います。		0002-4453-5992	
		消費税率10% ¥1,320 ¥120	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 6 月 7 日	整理番号	19
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市議会報告ダイジェスト版 ホスティング"依頼 (2023年3月議会号)		
金 額	24,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	ホスティング代 (3000枚)		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 6 月 7 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 証 No. _____ たふち 紀子 様 令和5 年 6 月 7 日 ★ 24,000- 但 ホスティング1,000枚(5/17, 5/18, 5/19) 上記正に領収いたしました 内 訳 税抜金額 消費税額等(%) コクヨ ウケ-78			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 7 月 7 日	整理番号	20
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	よろあ相談カード作成代金		
金 額	4,839 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 7 月 7 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

No. _____

田 梨 紀 子 様

金 額 4,839 -

但 よろあ相談カード作成一式とて
2023 年 7 月 7 日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額(%)

namiichi works
なみいち印刷工房
〒721-3311 愛媛県東温市則之内甲1542-5
TEL:089-916-3435
〒795-1122 高知県南園市田村乙1335
TEL:088-874-2742

GR1517

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 7 月 23 日	整理番号	21
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市議会報告ダイジェスト版 ホスティング依頼		
金 額	8,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	ホスティング代 (1000枚)		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 7 月 23 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 証 No. _____ たぶち 紀子 様 令和5年 7月23日 ★ ￥8,000 - 但 ホスティング 1,000枚 x 1(6/11) 三井物産株式会社 上記正に領収いたしました 内 訳 税抜金額 消費税額等(%) コクヨ ウケ-78			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 8 月 14 日	整理番号	22
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	PC用マウス		
金 額	570 円	按分率	100 %
特 記 事 項	動画編集PC用マウス		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 8 月 15 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

amazon.co.jp

注文番号 の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2023年10月15日

注文日: 2023年8月14日

Amazon.co.jp 注文番号:

ご請求額: ¥ 570

様

2023年8月15日に発送済み

注文商品

価格

1点【2023新登場 & Bluetooth5.2 瞬時接続】マウス bluetooth ワイヤレス 静音 無線 マウス 超薄型 ¥1,570
高感度 USB充電式 ワイヤレスマウス 2.4GHz 3段階DPI切替 7色ライト付 持ち運び便利 省エネルギー
光学式 高耐久性 TELEC認証取得済み Mac/Windows/Surface/PC/Macbookに対応 ブラック (WM-1)
販売: ITSUWA (出品者のプロフィール)

コンディション: 新品

お届け先住所:

田淵 紀子

791-8067

愛媛県 松山市古三津3丁目16-63

配送方法:

通常配送

支払い情報

支払い方法:

Visa 下4桁

一括払い

Amazonポイント

商品の小計: ¥1,570

配送料・手数料: ¥0

注文合計: ¥1,570

Amazonポイント:-¥1,000

ご請求額: ¥570

請求先住所:

田淵 紀子

790-8571

愛媛県 松山市二番町四丁目7-2 別館5階

議会事務局御中

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが): 2023年8月15日: ¥570

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

791-8067

愛媛県松山市古三津3丁目 16番63号

田淵 紀子 様

18994-9871-4748-71010 7083051#



ご利用代金明細書

2023年8月25日発行

064ACKM000164 22

毎々当行のカードをご愛用いただきありがとうございます。
 過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
 下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座をとお支払いいただきますので、
 「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
 なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

株式会社伊予銀行

愛媛県松山市三番町4丁目 12-1



お問い合わせ先 お電話の際はお手元にカードをご用意ください。

フリーダイヤル 0120-14-2214

※電話番号はお間違いないようにおかけください。

スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11

<http://www3.vpass.ne.jp/mem/top/index.jsp?cc=064>

明細書枚数

2枚中

1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)

カードの種類	VISA	
ご利用枠		
カード利用枠		
内リボ払い		
内分割・2回・ボーナス		
内海外キャッシングサービス		

お支払日 2023年9月11日(月)

お支払合計額 82,147 円

金融機関

支店

科目

口座番号

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示していません。

カード名称 IYOCA BC

お問合せ番号

加入・切替日 2012年3月22日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
 お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のことにご協力ください。

◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。

また、カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。

◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	摘要	備考
4708 33	(IYOCABC) 田淵 紀子 様					現地通貨額	通貨別レート/現地通貨額/換算日

ご利用明細の説明 <ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。

<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いを表示しております。
 [海外利用分の換算レートのご説明]海外利用に利用代金は、各国のVISAセンター/マスターカードセンターから米国の決済センターにデータが到着した時点で、VISAインターナショナル/マスターカードインターナショナルが指定するレートに、当社が海外利用にかかる事務処理経費として所定の費用をプラスしたレートで日本円に換算されます。(海外キャッシングサービスは左記の経費を含みません)ご利用になった日のレートではありませんので、ご了承ください。
 [通貨略称例] USD:米・ドル EUR:ユーロ KRW:韓国・ウォン CNY:中国・元 INR:インド・ルピー IDR:インドネシア・ルピア SGD:シンガポール・ドル
 CAD:カナダ・ドル GBP:英・ポンド TWD:台湾・ドル HKD:香港・ドル THB:タイ・バーツ MYR:マレーシア・リンギット AUD:オーストラリア・ドル

ワールドプレゼント

裏面もご覧ください

ご本人様確認にご協力ください。

第三者によるカードの不正使用防止のため、店頭で「ご本人様のご利用であること」を電話で確認させていただくことがございます。

加盟店の電話で弊社オペレーターの簡単な質問にお答えいただきます。迅速な対応を心がけておりますが店頭で少しお待ちいただくこととなります。カード利用時にご不便をおかけいたしますが何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

※弊社オペレーターがお客様の暗証番号をお尋ねすることはございません。
暗証番号は大切な番号です。
尋ねられてもお答えにならないようにお願いいたします。

083051#

明細書枚数

2 枚中

2 枚目

田淵 紀子 様

ご利用代金明細書

2023年8月25日発行

064ACKM000164

22

毎々当行のカードをご愛用いただきありがとうございます。
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を適してお支払いいただきますので、「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めにお願ひ申し上げます。

株式会社伊予銀行
愛媛県松山市三番町4丁目 12-1



お問い合わせ先 お電話の際はお手元にカードをご用意ください。

フリーダイヤル 0120-14-2214

※電話番号はお間違いないようにおかけください。

スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11

<http://www3.vpass.ne.jp/mem/top/index.jsp?cc=064>

カード名称 IYOCA BC

お問合せ番号

加入・切替日 2012年3月22日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	備 考
4708 33	(IYOCABC) 田淵 紀子 様					
23/8/16	AMAZON CO. J.P	570	1	1	570	

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

お支払金額総合計

82147

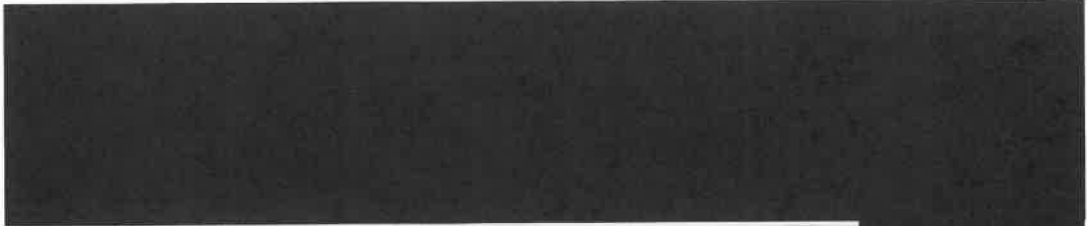
ご利用明細のご説明 <ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものととなります。
<支払区分>1=1 回払い、2=2 回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。
[海外利用分の換算レートのご説明]海外買物ご利用代金は、各国のVISAセンター/マスターカードセンターから米国の決済センターにデータが到着した時点で、VISA インターナショナル/マスターカードインターナショナルが指定するレートに、当社が海外利用にかかる事務処理経費として所定の費用をプラスしたレートで日本円に換算されます。(海外キャッシュサービスは左記の経費を含みません)ご利用になった日のレートではありませんので、ご了承ください。
[通貨略称例] USD:米・ドル EUR:ユーロ KRW:韓国・ウォン CNY:中国・元 INR:インド・ルピー IDR:インドネシア・ルピア SGD:シンガポール・ドル
CAD:カナダ・ドル GBP:英・ポンド TWD:台湾・ドル HKD:香港・ドル THB:タイ・バーツ MYR:マレーシア・リンギット AUD:オーストラリア・ドル



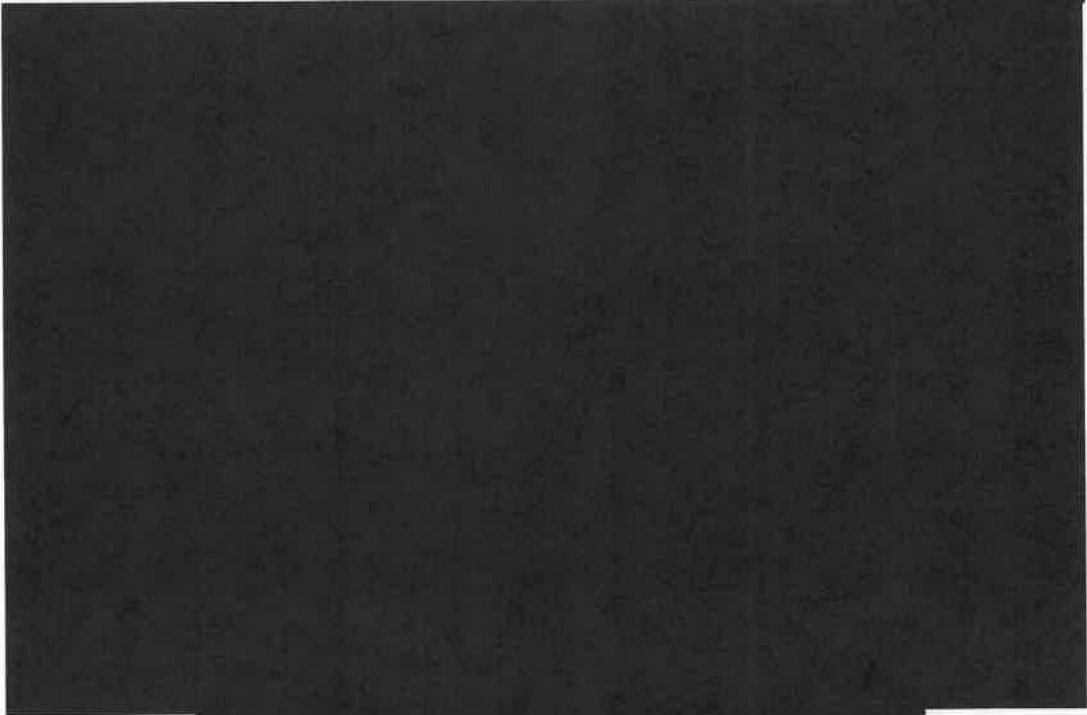
品名
数量
単位
金額

合計

品名



20230911* *82.147 バンクカード



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 8 月 14 日		整理番号	23
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	USBケーブル、イヤホン、PC用アダプター			
金 額	5,228 円		按分率	100 %
特 記 事 項	動画(市政報告、SNS)作成用			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2023 年 8 月 15 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

amazon.co.jp

注文番号 の領収書
このページを印刷してご利用ください。発行日: 2023年10月15日
注文日: 2023年8月14日
Amazon.co.jp 注文番号:
ご請求額: ¥ 5,228

様

2023年8月15日に発送済み

注文商品	価格
1点 USB C ライトニングケーブル 1M Aioneus Type C Lightningケーブル 2本セットタイプC iPhone充電ケーブル PD高速充電 USB C Lightningケーブル iPhone13 Pro Max 12mini 11 SE 2020 XS Max XS XR X 8 8Plus 販売: Aioneus-JP (出品者のプロフィール)	¥849

コンディション: 新品

1点【2023新開発ワイヤレスイヤホン】Bluetooth5.3技術 初心者向け イヤホン bluetooth ノイズキャンセリング Hi-Fi音質 AAC/SBC 蓋を開けたら自動ペアリング タップ制御イヤフォン 日本語音声対応 IPX7 防水 小型軽量 LEDディスプレイ残量表示 いやほん単体6時間連続再生 左右独立使用可能 カルナ型 Bluetoothワイヤレスイヤホン 快適な装着感 Type-C急速充電 ハンズフリー通話/ゲーム/通勤通学/テレワーク/ビジネス/WEB会議 プレゼント 日本語取扱説明書 (ブラック) 販売: 株式会社MARY (出品者のプロフィール)	¥1,799
---	--------

コンディション: 新品

1点 ノートPC用ACアダプター Type C PD対応 65W USB-C ACアダプター 20V 3.25A 45W/65W ノートパソコンタイプc 充電器 レノボ acアダプター type-c Lenovo acアダプター 65w type-c acアダプター NEC acアダプター タイプc 65W 45W 汎用Lenovo,HP,Dell,Samsung,Acer,Asus,NEC, Google Pixel,Huawei,MacBook pro, MacBook AirなどタイプC機器及びUSB C ラップトップ/スマートフォン/ゲーム機対応 互換用 ACアダプター 65W タイプc 65W Type-C 電源アダプタ ノートPC用急速充電器 販売: FFZZKJ (出品者のプロフィール)	¥2,580
--	--------

コンディション: 新品

お届け先住所:
田淵 紀子
791-8067
愛媛県 松山市古三津3丁目16-63配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:
Visa 下4桁
一括払い
Amazonポイント商品の小計: ¥5,228
配送料・手数料: ¥0
注文合計: ¥5,228
ご請求額: ¥5,228請求先住所:
田淵 紀子
790-8571
愛媛県 松山市二番町四丁目7-2 別館5階
議会事務局御中

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが): 2023年8月15日: ¥5,228

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

791-8067

愛媛県松山市古三津3丁目 16番63号

田淵 紀子 様

18994-9871-4748-71010 7083051#



ご利用代金明細書

2023年8月25日発行

064ACKM000164 23

毎々当行のカードをご使用いただきありがとうございます。
 過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
 下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
 「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
 なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

株式会社伊予銀行

愛媛県松山市三番町4丁目 12-1



お問い合わせ先 お電話の際はお手元にカードをご用意ください。

フリーダイヤル 0120-14-2214

※電話番号はお間違いのないようにおかけください。

スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11

http://www3.vpass.ne.jp/mem/top/index.jsp?cc=064

明細書枚数 2枚中 1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)			
カードの種類	VISA		
総利用枠			
カード利用枠			
内リボ払い			
内分割・2回・ボーナス			
内海外キャッシングサービス			

お支払日 2023年9月11日(月)

お支払合計額 82,147 円

金融機関

支店

科目

口座番号

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示していません。

カード名称 IYOCA BC

お問合せ番号

加入・切替日 2012年3月22日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
 お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のご協力ください。

◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。

また、カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。

◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	摘要	備考
4708 33	(IYOCABC) 田淵 紀子 様					現地通貨額	通貨単位: 米ドル / 円 / 米ドル / 換算日

ご利用明細のご説明 <ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとなります。
 <支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。
 【海外利用分の換算レートのご説明】海外買物ご利用代金は、各国のVISAセンター/マスターカードセンターから米国の決済センターにデータが到着した時点で、VISA インターナショナル/マスターカードインターナショナルが指定するレート
 に、当社が海外利用にかかる事務処理経費として所定の費用をプラスしたレートで日本円に換算されます。【海外キャッシングサービスは左記の経費を含みません】ご利用になった日のレートではありませんので、ご了承ください。
 【通貨略称例】 USD: 米・ドル EUR: ユーロ KRW: 韓国・ウォン CNY: 中国・元 INR: インド・ルピー IDR: インドネシア・ルピア SGD: シンガポール・ドル
 CAD: カナダ・ドル GBP: 英・ポンド TWD: 台湾・ドル HKD: 香港・ドル THB: タイ・バーツ MYR: マレーシア・リンギット AUD: オーストラリア・ドル

ワールドプレゼント

ポイント

裏面もご覧ください

ご本人様確認にご協力ください。

第三者によるカードの不正使用防止のため、店頭で「ご本人様のご利用であること」を電話で確認させていただくことがございます。

加盟店の電話で弊社オペレーターの簡単な質問にお答えいただきます。迅速な対応を心がけておりますが店頭で少しお待ちいただくこととなります。カード利用時にご不便をおかけいたしますが何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

※弊社オペレーターがお客様の暗証番号をお尋ねすることはございません。
暗証番号は大切な番号です。
尋ねられてもお答えにならないようお願いいたします。

ご利用代金明細書

2023年8月25日発行 064ACKM000164 23

毎々当行のカードをご愛用いただきありがとうございます。
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

株式会社伊予銀行
愛媛県松山市三番町4丁目 12-1



お問い合わせ先 お電話の際はお手元にご用意ください

フリーダイヤル 0120-14-2214

※電話番号はお間違いないようにおかけください。

スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11

<http://www3.vpass.ne.jp/mem/top/index.jsp?cc=064>

083051#

明細書枚数

2枚中

2枚目

田淵 紀子 様

カード名称 IYOCA BC

お問合せ番号

加入・切替日 2012年3月22日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	摘要	備考
4708 33	(IYOCABC) 田淵 紀子 様						
23 815	AMAZON CO. JP	5228	1	1	5228		

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

お支払金額総合計

82147

ご利用明細(2)の説明 <ご利用日>前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとなります。
<支払区分>1=1 回払い、2=2 回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。
[海外利用分の換算レートのご説明]海外買物ご利用代金は、各国のVISAセンター/マスターカードセンターから米国の決済センターにデータが到着した時点で、VISA インターナショナル/マスターカードインターナショナルが指定するレートに、当社が海外利用にかかる事務処理経費として所定の費用をプラスしたレートで日本円に換算されます。(海外キャッシュサービスは左記の経費を含みません)ご利用になった日のレートではありませんので、ご了承ください。
[通貨略称例] USD:米・ドル EUR:ユーロ KRW:韓国・ウォン CNY:中国・元 INR:インド・ルピー IDR:インドネシア・ルピア SGD:シンガポール・ドル
CAD:カナダ・ドル GBP:英・ポンド TWD:台湾・ドル HKD:香港・ドル THB:タイ・バーツ MYR:マレーシア・リンギット AUD:オーストラリア・ドル

ワールドプレゼント

ポイント



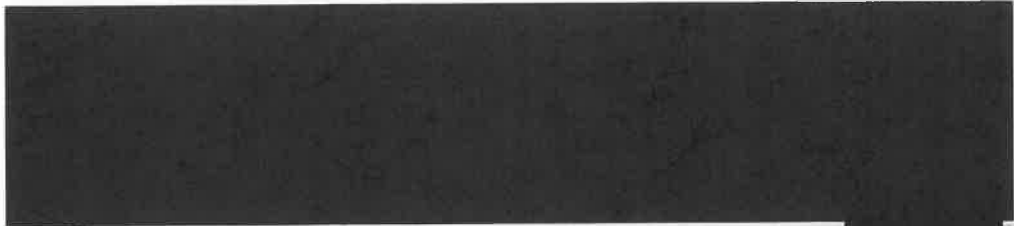
品名
数量
単位
金額

品名

品名

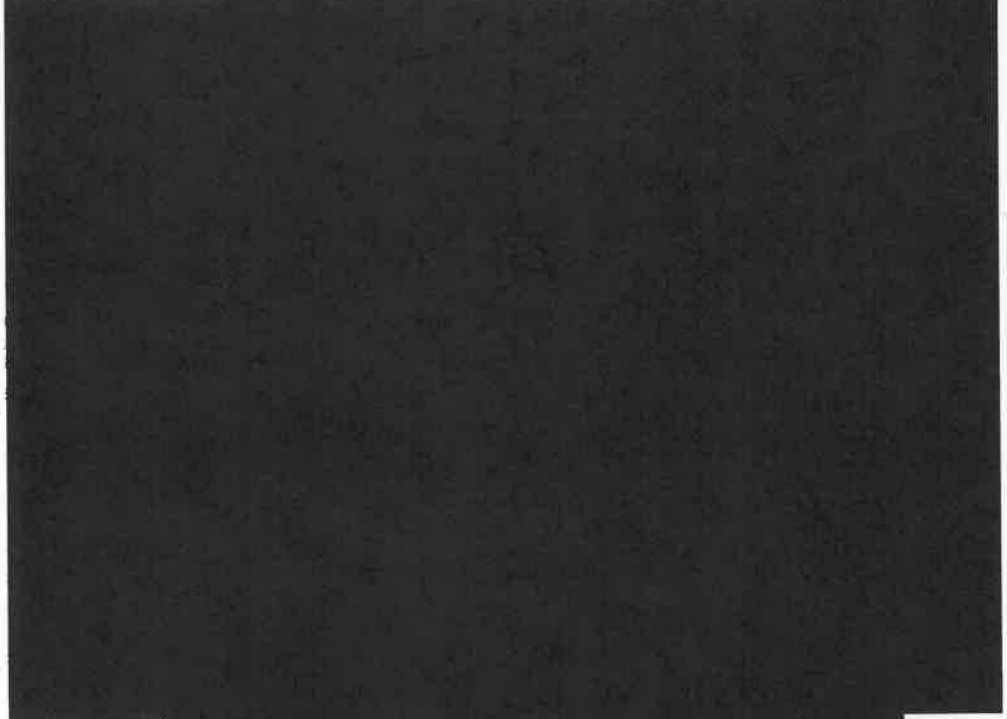
数量

単位



20230911*

*82.147 バックカード



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 8 月 31 日		整理番号	24
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ノートパソコン用スタンド			
金 額	1,521 円		按分率	100 %
特 記 事 項	動画(市政報告・SNS用)作成用			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 8 月 31 日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

amazon.co.jp

注文番号 の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2023年10月15日

注文日: 2023年8月31日

Amazon.co.jp 注文番号:

ご請求額: ¥1,521

様

2023年8月31日に発送済み

注文商品

価格

1点 Amazonベーシック ノートパソコン用スタンド アルミ製ポータブル折り畳み式 13インチまで対応 シルバー ¥1,521

販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

お届け先住所:

田淵 紀子

790-8571

愛媛県 松山市二番町四丁目7-2 別館5階

議会事務局御中

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

Visa 下4桁

一括払い

商品の小計: ¥1,521

配送料・手数料: ¥0

注文合計: ¥1,521

ご請求額: ¥1,521

請求先住所:

田淵 紀子

790-8571

愛媛県 松山市二番町四丁目7-2 別館5階

議会事務局御中

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが): 2023年8月31日: ¥1,521

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

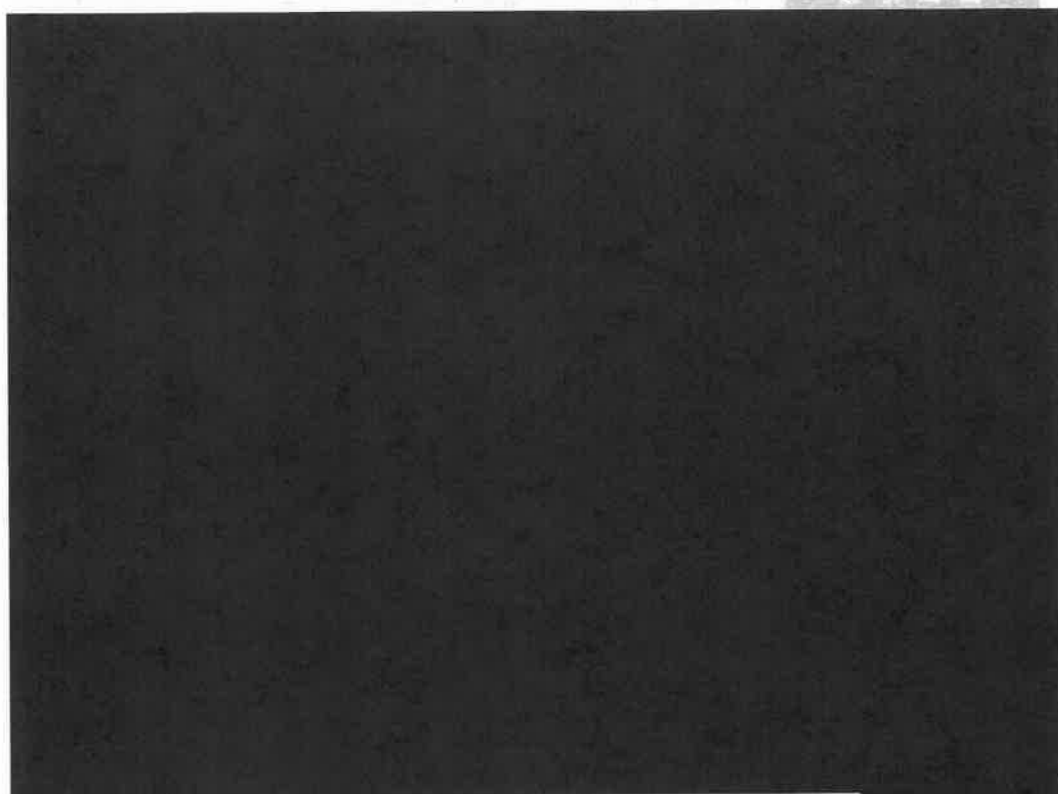
利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

裏面もご覧ください



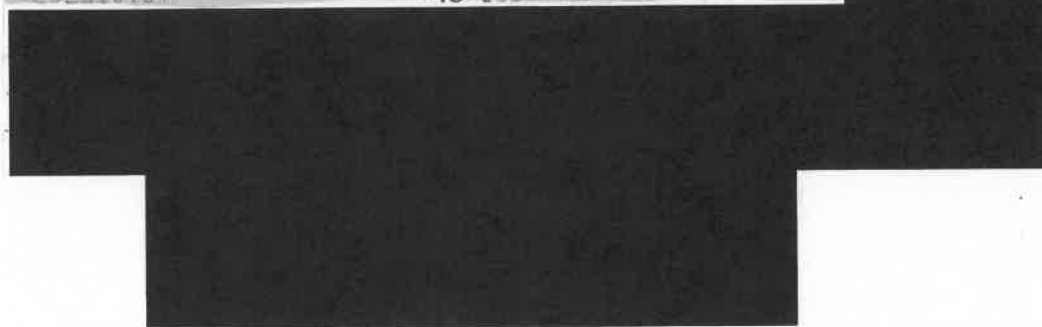
(株) 信入明

20231010



20231010*

*43.355 インクカード



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 9 月 24 日	整理番号	25
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	DVD-R		
金 額	692 円	按分率	100 %
特 記 事 項	動画(市政報告、SNS用)作成用		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 9 月 24 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

amazon.co.jp

注文番号 [REDACTED] の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2023年10月15日

注文日: 2023年9月24日

Amazon.co.jp 注文番号: [REDACTED]

ご請求額: ¥ 692

様

2023年9月24日に発送済み

注文商品

1点 パーペイタムジャパン(Verbatim Japan) 1回記録用 DVD-R 4.7GB 10枚 5色カラーディスク 片面1層 ¥692
1-16倍速 DHR47JM10V1

販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

価格

お届け先住所:

田渕 紀子

791-8067

愛媛県 松山市古三津3丁目16-63

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

Visa 下4桁 [REDACTED]

一括払い

商品の小計: ¥692

配送料・手数料: ¥0

注文合計: ¥692

請求先住所:

田渕 紀子

790-8571

愛媛県 松山市二番町四丁目7-2 別館5階

議会事務局御中

ご請求額: ¥692

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが [REDACTED]): 2023年9月24日: ¥692

注文の状況を確認するには、[注文内容](#)をご覧ください。[利用規約](#) | [プライバシー規約](#) ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

791-8067

愛媛県松山市古三津3丁目 16番63号

田淵 紀子 様

18994-9871-4748-71010 7082878#



毎々当行のカードをご愛用いただきありがとうございます。
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座をとお支払いいただきますので
「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めにお願ひ申し上げます。

株式会社伊予銀行
愛媛県松山市三番町4丁目 12-1



お問い合わせ先 お電話の際はお手元にカードをご用意ください。

フリーダイヤル 0120-14-2214

※電話番号はお間違ひのないようにおかけください。

スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11

<http://www3.vpass.ne.jp/mem/top/index.jsp?cc=064>

明細書枚数 2枚中 1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)

カードの種類	VISA		
総利用枠			
カード利用枠			
内リボ払い			
内分割・2回・ボーナス			
内海外キャッシュサービス			

お支払日 2023年11月10日(金)

お支払合計額 83,225 円

金融機関

支店

科目 普通

口座番号

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示していません。

カード名称 IYOCABC

お問合せ番号

加入・切替日 2012年3月22日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のことに協力ください。

◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。

また、カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。

◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	備 考
4708 33	(IYOCABC) 田淵 紀子 様					

23 924 AMAZON. CO J.P

892 1 1

692

ご利用明細のご説明

<ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。

<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。



11000

手 渡 書
現金入替11000
11000

差引残高

20231121*

*83,225 バンクカード

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023年 9月 29日	整理番号	26
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市議会報告ダイジェスト版 ホスティング"依頼(2023年6月 議会号.)		
金 額	34,700 円	按分率	100. %
特 記 事 項	6月議会報告 ホスティング代' (4000枚)		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023年 9月 29日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 証 No. _____ たふち 紀子 様 令和5年 7月 29日 ★ ￥34,700— 但 6月市議会報告 配布準備作業(約3h 8/16) 同 ホスティング 11000枚×4 (8/19, 20, 27, 28) 上記正に領収いたしました			
内 訳 税抜金額 消費税額等(%) コクヨ ウケ-78			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 11 月 22 日	整理番号	27
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市議会報告作成・印刷(2023年9月議会号) ダイジェスト版		
金 額	23,340 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 11 月 22 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

田淵紀子 様

領 収 書

領収書No. 46-23-06
発行日 2023/11/22

namiichi works

なみいちワークス

下記、正に領収いたしました。

えひめLabo

〒791-0311 愛媛県東温市則之内甲1542-5
TEL:089-909-7590

こうちLabo

〒783-0092 高知県南国市田村乙1335
TEL:088-874-2742

【代表】稲田光乃

合計金額

¥23,340

(消費税込み)

(2023年11月22日 お振込み分)

※ 但・市議会報告ダイジェスト版制作・印刷一式 代金として

贈与、売却、物販等を利用した場合は別紙、未収支払した場合は未収記入欄に記入してください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 / 月 3 / 日	整理番号	28
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市議会報告ダイジェスト版 ホスティング"依頼" (2023年9月議会号)		
金 額	30,800 円	按分率	100 %
特 記 事 項	9月議会報告 ホスティング代(3,500部)		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 / 月 3 / 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領収証

No.

たぶち 紀子 様 令和 6 年 1 月 31 日

金額	¥30,800-
但 ☒ 9月市議会報告ホスティング作業業務委託料(12/1~20,3500部) ☐ 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました	
内	
8%(税込・税抜)金額	消費税額等
/	
10%(税込・税抜)金額	消費税額等
¥28,000/ ¥2,800-	
(現金・カード・)	
#HISAGO#778	
登録番号 T2810641555881	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 2 月 5 日	整理番号	29
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市議会 報告 作成・印刷 (2023年12月議会号). ダイジェスト版		
金 額	22,781 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 2 月 5 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

田淵紀子 御中		領 収 書	
		領収書№	24-008
		発行日	2024/02/14
		namiichi works	
		登録番号: T5810026808494	
下記、正に領収いたしました。		〒791-0311 愛媛県東温市則之内甲1542-5 TEL: 089-909-7590	
		〒783-0092 高知県南国市田村乙1335 TEL: 088-874-2742 【代表】 稲田光乃	
合計金額	¥22,781		
(2024年2月5日 振込み分)			
但・市議会報告作成印刷一式 代金として			
税別金額	¥20,710	印 収	
税 金	10%	紙 入	
消費税額	¥2,071		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。